

五所川原市スポーツフェスティバル 2025 キッチンカー出店者募集要項

1 趣旨

五所川原市民体育館で開催する「五所川原市スポーツフェスティバル 2025」の魅力向上と賑わい創出のために、飲食物を販売・提供するキッチンカーの出店者を募集する。

2 イベント概要

名 称：五所川原市スポーツフェスティバル 2025

日 時：令和 7 年 10 月 13 日（月・祝）スポーツの日
9 時 00 分～15 時 45 分

※雨天決行、荒天中止。荒天による開催可否は、令和 7 年 10 月 12 日（日）15 時の状況を踏まえ、主催者で協議の上決定し、出店者へ電話で通知する。

会 場：五所川原市民体育館、五所川原市営球場

対 象：市内小中学生

入場料：無料

主 催：五所川原市教育委員会（以下「主催者という。」）

内 容：さまざまなスポーツ競技の体験

3 出店場所

出店場所は、主催者で選定し、出店者に後日通知する。

4 販売可能物品

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物に限る。

5 募集について

（1）募集期間

令和 7 年 6 月 16 日（月）～令和 7 年 7 月 18 日（金）

（2）申込方法

申込書を担当へ直接またはメール、FAXで提出すること。

（3）出店料

使用面積 1 m²あたり 600 円

※車両の他にテーブル等の設置をする場合、その面積も料金に含まれます。

※（参考）一般的な軽トラの面積…約 5 m²

（4）募集店舗数

10 店舗程度

（5）選考結果公表

7 月 25 日（金）までにメールにて通知する。

（6）注意事項

ア 先着順とせず、主催者で審査・選定を行う。

イ 同系列商品を取り扱う店舗の申込みが多数ある場合は、多種多様な商品を楽しんでもらうため、募集期間終了後、主催者により審査・選定を行い、出店者様に7月25日（金）までに通知する。

なお、選考の内容・結果についての異議申し立てや選考結果確認の問い合わせには応じない。

ウ 募集店舗数に達していない場合でも、主催者が不適当と判断した場合には、出店を認めない。

エ 申請車両サイズ及び出店場所の区画により、出店数が増える場合がある。

オ 募集期間以外の応募は無効とする。

カ 提出書類に変更が生じた場合は、変更した書類を再提出すること。

6 出店条件等

キッチンカー出店募集の申込みをもって、次の出店条件についてすべて承諾、同意したものと取り扱うこととする。

（1）出店条件

ア 生産物賠償責任保険（PL保険等）に加入していること。

イ 食品衛生法に基づく営業許可、食品衛生責任者の資格を保有していること。

ウ 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、保健所が定める適切な衛生管理、加工及びアレルギーへの対処（材料の把握とアレルギー表示）を行える者が当日従事できること。

エ キッチンカー出店者（法人の場合は代表者）、従事者が次のいずれにも該当しないこと。

①暴力団員

②暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる事業者

（事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む）

③過去に食品衛生法に基づく行政処分を受けた事業者

④政治性、宗教性のある事業者

オ 出店に係る権利を他人に譲渡または委託しないこと。

カ 暴力団に対し、利益を供与しないこと。

キ 車両移動時以外はキッチンカーのエンジンを停止すること。

ク 公序良俗に反する服装や、言動を行わないこと。

ケ 主催者及び警察の指示に従うこと。

コ 虚偽申告、指示に従わない場合等、主催者は出店者へ出店許可の取消・撤去指示及び今後の五所川原市スポーツフェスティバルへの出店禁止等の措置を行うことがある。この措置に対し、異議申し立て、補填・賠償請求を行わないこと。

（2）設備等について

ア 五所川原地区消防事務組合火災予防条例（平成17年五所川原地区消防事務組合条例第20号）第45条第6号の規程に基づく露店等の開設の届出は、出店者

として選定したもののうち、主催者の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する旨の申告があったものについて、主催者が取りまとめるものとする。

イ 出店に必要な費用及び物品（発電機、調理用水および排水タンク等）は全て出店者が負担すること。主催者から備品の貸し出しは行わない。

ウ 販売終了後は清掃を実施し、排水・事業ごみは持ち帰り適正に処分すること。

エ 近隣公園の水道使用、洗剤や油を流す等の行為は行わないこと。

オ 来場者がコードにつまづかないよう養生する等、安全対策を徹底すること。

カ 路面保護のため、車外での調理等は行わないこと。

キ 出店者はその責めに帰する理由により、道路、道路付帯施設、またはその他施設を損傷させた時は道路管理者及びその施設管理者に報告し、今後の対応について相談するとともに、損害がある場合には、損害賠償を行う等、誠実に対応すること。

（３）その他

ア 次の事項について、出店者がその責任の一切を負い、自己の費用において解決すること。

①現金の盗難、紛失、トラブル等

②出店に際しての事故、物損、苦情、トラブル等

③販売及び商品に対する事故、苦情、トラブル等

イ 不測の事態が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、主催者へ速やかに報告すること。

ウ 出店を取りやめる場合は速やかに主催者に報告すること。出店告知を行っている場合は、取りやめる旨の告知を行うこと。告知を行っていない場合はこの限りではない。

エ 次の写真及び動画について、肖像権、著作権の主張をしないこと。

また、写真及び動画の二次使用权も主催者に帰属することとする。

①出店者が主催者に提供した写真及び動画等

②当日、主催者、またはその受託者が撮影した写真及び動画等

オ 出店料については、主催者が指定する方法で納めること。

7 申し込み・問い合わせ先

五所川原市教育委員会 スポーツ振興課

担当者：小笠原

電話：0173-35-2111（内線 2933）

メール：sports@city.goshogawara.lg.jp

FAX：0173-23-4095